

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄にマークし、誤っていれば、右欄にマークを記入しなさい。

問題 1 海外の会社とソフトウェアの開発の委託契約を締結する際は、どのような場合でも役務取引許可が必要である。

問題 2 包括許可を新規取得又は更新する場合、「適格説明会」の受講が要件となっているが、これは毎年受講しなければならない。

問題 3 一つの契約において、リスト規制に該当する貨物を 3 回に分けて輸出する場合、輸出許可申請は 3 回必要である。

問題 4 輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域向けの輸出であっても、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合、一般包括輸出許可が失効する場合がある。

問題 5 一般包括許可証の有効期間は、5 年である。

問題 6 大阪の商社 A が横浜にあるメーカー B より、ある商品 を仕入れ、その該非判定書を入手した。その該非判定書には、リスト規制に該当しないと明記されていたため、商社 A の海外営業部の担当者は、そのメーカー B の該非判定書に基づき輸出許可を取得しないでフランスのメーカー C に輸出した。輸出から 1 年後、メーカー B からの連絡で商品 が実は、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当することが判明した。この場合、メーカー B の該非判定ミスでも外国為替及び外国貿易法上の責任は、原則、輸出者である商社 A が問われる。

問題 7 輸出管理の社内規程の内容としては、次の事項について規定されていれば充分といえる。

社内管理組織の設置

取引の審査（社内手続き）

文書管理

子会社・関連会社への指導

問題 8 米国から日本に輸入した米国製品をロシアへ再輸出する場合、外為法による輸出管理を行うとともに、企業のリスクマネジメントとして米国の輸出関連法規に違反しないかを確認することが望ましい。

問題 9 平成 18 年 3 月 3 日に経済産業大臣から各輸出関係団体の長あてに出された「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達では、

外為法等の遵守及び輸出管理の重要性についての周知徹底

輸出管理体制の整備及び確実な実施

許可条件等の遵守及び一般包括許可の適正な使用

経済産業省及び財団法人安全保障貿易情報センター等における情報・支援制度の活用

の 4 つの事項に留意し、輸出管理について全社をあげて取り組むよう要請している。

問題 10 安全保障貿易管理では、プログラムの提供は規制の対象になっていない。

問題 11 「不拡散型輸出管理」の対象地域は、旧共産圏諸国及び国連制裁国のみである。

問題 12 外為令別表のリスト規制に該当する技術であっても、工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を非居住者に提供する場合は、役務取引許可は不要である。

問題 1 3 キャッチオール規制に関する許可申請は、経済産業省の安全保障貿易審査課で行う。

問題 1 4 輸出管理社内規程には、法令違反が判明した場合には、速やかに関係官庁に報告するとともに、必要に応じ関係者に対して厳正な処分をすることが求められている。

問題 1 5 役務取引でいう取引の時点は、貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積み込んだときのいずれか早い方である。

問題 1 6 原子力供給国会合（NSG）は、核兵器の開発等に転用の可能性の高い汎用品（技術を含む。）のみを規制する国際的な輸出規制のレジームである。

問題 1 7 ワッセナー・アレンジメント（WA）の今日現在の参加国にロシアは含まれているが、中華人民共和国は含まれていない。

問題 1 8 輸出貿易管理令別表第 1 の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出する場合、経済産業大臣の輸出承認が必要である。

問題 1 9 平成 20 年 3 月 26 日に政省令の一部改正が公布され、施行日は平成 20 年 5 月 15 日と官報に公表された。この場合、外国への輸出契約を平成 20 年 3 月 20 日に行っていれば、平成 20 年 5 月 15 日以降に輸出する場合であっても、平成 20 年 3 月 20 日の契約時の政省令で該非判定を行なっていれば、輸出管理上、問題はない。

問題 2 0 輸出貿易管理令第 4 条に規定する少額特例は、仕向地や用途等を問わず、リスト規制対象貨物のうち、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 4 まで又は 1 4 の項の中欄に掲げる貨物には用いることができない。

問題 2 1 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）では、貨物の種類を問わず、輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域を仕向地又は船積地域とする場合、規制対象にならない。

問題 2 2 外為法第 4 8 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されているが、下線部分の政令とは、「外国為替令」のことである。

問題 2 3 少額特例に関する輸出令第 4 条第 1 項第四号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第 1 の各項の中欄のうち括弧毎の貨物と「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）で規定されている。

問題 2 4 外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体へ貨物を輸出したり、技術を提供する場合は、どのような場合でも経済産業大臣の許可が必要である。

問題 2 5 輸出令別表第 1 の 4 の項と外為令別表の 4 の項の規制は、ミサイル関連資機材の輸出規制である M T C R に基づく規制である。

平成20年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第11回)

(STC Associate)試験問題